

令和5年度事業計画(案)

自 令和5年4月 1日

至 令和6年3月31日

1 バス事業を巡る諸情勢と重点取組事項

コロナ禍も4年目となり、業況は少しずつ回復傾向にはありますが、その度合いは鈍く、コロナ対策の必要性から高齢者は外出を自粛し、テレワークやオンラインが普及し、また観光などの外出機会には密を避けるなど新しい生活様式が定着し、バス輸送の需要は依然として厳しさを増しております。

ワクチン接種が進む中、先行きは不透明ながらもコロナ禍は若干の小康状態となり感染拡大以前の社会経済活動が徐々に取り戻されている一方で、燃料高騰や物価高の影響などにより今年に入っても予断を許さない状況にあります。

乗合バス事業は少子高齢化や人口減少が一段と加速する傾向に加え長期化する新型コロナウイルス感染症による外出自粛の影響を受けて、ほとんどの事業者が赤字を計上している厳しい状況になっています。

一方、貸切バス事業についても新型コロナウイルス感染症の影響により、観光需要のほとんどが消滅し大変深刻な状況に陥っています。よって落ち込んだ需要の回復に向けて、利用者の安全を確保し、関係業界と連携した需要喚起の取組などを進めていく必要があります。

またバス業界の運転者不足の問題は深刻であり、運転者確保の取り組みを進めるとともに、働き方改革への対応にも取り組むことが必要であります。

バス事業者にとって最重要の課題である安全の確保については、事業者としては当然の義務との自覚の中、会員各社において気を緩めることなく、加えて組織として一人一人の個人にまで安全意識を徹底することを図っていきます。

鹿児島県バス協会としましては、バス事業をめぐるこれらの情勢や課題に対処し、会員事業者とともに安心・安全な輸送サービスの提供に努め、継続性が確保された健全なバス事業の発展に努めてまいります。

また、今後のクルーズ船寄港回復による天文館周辺を含む貸切バスの駐車場問題、新磯駅建設に伴う渋滞対策等、従来通り継続して対策推進を関係団体へ訴えてまいります。

2 事業計画

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応

令和2年初頭から始まった「新型コロナウイルス感染症」も、昨年秋頃から徐々に減少傾向にあり、本年5月8日より2類から5類の季節性インフルエンザ相当に引き下げられました。

これを受け、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針、バスにおける同感染症予防対策ガイドライン、貸切バスにおける対応ガイドライン」はすべて廃止となりました。

然しながら、完全に収束した訳ではないことから、今後の感染拡大を防ぐためにも、5月8日からはバス事業者が自主的に取り組むことが重要となります。

そのために、新たに「新型コロナウイルス感染症に関する基本的な感染対策の考え方」を政府が示しておりますので、今後、この考え方に基づいて感染対策に努める必要があります。

(2) 安全輸送対策の推進

運輸安全マネジメントを定着させ、安心、安全な運行を担うプロ集団を目指し次の対策に取り組んでいきます。

- バス事故の約3割を占める車内事故は、高齢者が被害を受けることが多く、また骨折等重傷となることもあるため、本年も車内事故の防止・抑制を図るため運転者に対し「ゆとり運転・ゆとり乗降」を徹底し、シートベルトの着用を各社一丸となって「バス車内事故防止キャンペーン」として推進します。
- 貸切バス及び高速バスにおいても、乗務員によるシートベルト完全着用の呼びかけを行なうなど、安全基本動作の徹底を図ります。
- ドライブレコーダー等で得られた映像データや、ヒヤリハット報告を基に、職種を問わず全社員への安全教育を実施することにより、安全意識向上への取組みを指導します。
- 健康問題に起因する事故を未然に防止するため「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に則り、助成制度を利用した運転適正（適齢）診断や、「疾病運転の防止」のための健康診断・睡眠時無呼吸症候群（SAS）検査等を積極的に受診させ、その結果に基づいたフォローアップやきめ細かい労務管理が実践されるよう支援します。
- バスジャック事件、テロ対策等に対する危機管理対策に万全を期するため「バスジャック統一マニュアル」及びテロ対策通達の周知に努めるとともに、緊急連絡手段(防犯灯・非常事態発生を表す電光表示板等)の整備を促

進めます。

- 平成 24 年以降飲酒運転によるバスの事故は発生していませんが「飲酒運転防止対策マニュアル」に基づき、本年も秋の全国交通安全運動時に合わせ「飲酒運転防止週間」を設定する等、業界を挙げて飲酒運転防止の根絶に取り組めます。

(3)運転者確保と働き方改革

人口減少・少子高齢化の問題を抱える地方域において、公共交通機関としてバスへのニーズが高まる反面、事業者は深刻な乗務員不足に直面しており、路線網の維持、更にバス事業を維持できるかの岐路に差し掛かっています。

乗務員不足問題は決め手が見出せない難しい問題ではありますが、バス協会ではこれを個社の問題とせず、特に他県協会の乗務員確保・育成の取り組み状況、女性運転者の活用等を参考に検証し、さらに県内それぞれの地域の自治体へも現状を訴え、各会議イベント等の機会に県下全域で広報・告知に取り組んでまいります。

また働き方改革等就労環境の変化に対応し、情報収集や会員事業者への啓蒙や相談に応じてまいります。

(4)生活路線維持方策について

鹿児島県の公共交通機関は、人口減少や高齢化及びマイカーへの依存の高まりで利用者は年々減少の一途をたどっており、利用率や収支率の確保が大変厳しく、生活路線網の維持・確保が困難な状況になってきています。更に深刻な乗務員不足も加わり、運行形態の見直しや減便等のサービス低下が懸念される状況が広がっています。

その為にそれぞれの市町村の地域公共交通会議に参画し、事業者のおかれている状況などを踏まえ「街づくり」について行政や地域住民のニーズを分析把握し、公共交通を「守り育てる」ための施策について事業者だけでなく、官民共同で地域公共交通の再構築に努めてまいります。

(5) 環境問題への取り組み

環境保全是、事業者の社会的責任として、燃費性能の維持にかかわる車両の点検整備や、急発進・急加速を避けた環境に優しい無理のない運転、省燃費運転への実施によりエコドライブを推進します。

さらに「バス事業者における低炭素社会実行計画」に基づき低燃費バス等の導入促進、きめ細かい点検整備の励行に取り組み、併せて、公共団

体と連携し職員のマイカー通勤から公共交通機関バス通勤への利用転換、エコ通勤を積極的に呼び掛けしてまいります。

(6) 公益社団法人としての活動を積極的に推進します。

共同バス停標識や上屋の総点検を実施し、設置改善に努め安心してバスを利用できる環境づくりを進め運輸事業振興助成交付金を有効活用し公益性を持った事業展開を図り、バス利用者の利便向上に努めてまいります。

令和 5 年度は、バス利用者施設整備事業として天文館バス停新調に併せて今後のアフターコロナを見据え鹿児島港へのクルーズ船寄港、鹿児島空港の各方面の国際線が再就航した場合の訪日外国人旅行者などが滞在時の快適性及び観光地の魅力向上並びに観光地までの移動円滑を図る目的として可変式情報表示(デジタルサイネージ)の 2 基目の設置に向けて取り組んでまいります。

さらに、ICT 活用によるデジタル化の実態について調査し、可能な限り推進に努めます。

(7) 貸切バス適正化事業制度について

貸切バス適正化センターは 5 年前に軽井沢町で発生したスキーツアーの大型バス転落事故を受けて再発防止対策として設置され現在まで継続されています。

センターは各管内のバス会社の負担金で運営されており、事業者の皆様には、引続き『負担金』をお願いすることになりますが、負担金を軽減するため鹿児島県独自で九州貸切バス適正化センターからの委託を受けて実施する方向で検討中です。

この事業は平成 29 年度に開始され、鹿児島県では令和 4 年度は 96 の事業所への巡回指導が実施されており、令和 5 年度は 85 事業所が予定されています。

長崎県バス協会及び大分県バス協会は既に九州貸切バス適正化センターから委託を受けての巡回指導を実施しておりますので本県バス協会も巡回指導できる体制を確立し独自で実施できるよう努力します。

(8) 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会への対応

2020 年鹿児島国体については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により残念ながら延期となり、2023 年 10 月 7 日から「特別国民体育大会」10 月 28 日から「特別全国障害者スポーツ大会」が開催されることが決定し準

備がすすめられております。

両大会に向けて交通の安全と円滑な輸送を確保するため、鹿児島県施設調整課等の関係機関と協力し対策を講じる必要があります。そのために、全会員事業者の協力を得てバスの供給体制・運行体制の集約一元化を図り、大会参加者等の輸送に万全を期するよう取組んでまいります。

さらにバス協会としましては鹿児島県担当部署に窓口を一本化させ、貸切受注関係に混乱を生じさせない様調整を進めてまいります。

(9)クルーズ船寄港再開に向けた貸切バス駐車場問題について

新型コロナウイルス感染症の影響により中断されていた国際クルーズ船の入港はコロナ前水準には及びませんが、2023年寄港予定回数が90回程度と計画発表されました。

コロナ前においてはシャトルバスの周遊等により天文館周辺で大きな渋滞が発生し、バス協会としては関係機関に対し貸切バスの駐車場確保について要望を継続していましたが今だに十分な状況ではありません。

現在のところ、ドルフィンポート跡地駐車場を暫定的に貸切バスの駐車場として利用可能ではありますがこれも今後継続的利用は不透明であります。

乗降所としては、いづろ通り(大黒町周辺)に2か所設置されましたが天文館周辺においては大規模な駐車場がないため数か所の乗降所の設置がされないと同様問題が発生します。

今後クルーズ船需要の回復を見据え、更なる貸切バス駐車場及び乗降所等の確保設置が必要であることを引き続き鹿児島県及び鹿児島市等へ訴えてまいります。